

きめ細かな旭川市社会福祉事業振興補助金選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 きめ細かな旭川市社会福祉事業振興補助金の交付対象者を選定するため、きめ細かな旭川市社会福祉事業振興補助金交付要綱第6条第1項に基づき、きめ細かな旭川市社会福祉事業振興補助選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 福祉安心部長
- (2) 福祉安心部福祉総務課長
- (3) 福祉安心部指導監査課長
- (4) 福祉安心部長寿社会課長
- (5) 福祉安心部障害福祉課長
- (6) 子ども・女性・若者未来部こども保育課長

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員長は福祉安心部長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉安心部福祉総務課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。